

令和6年度「被扶養者資格の再確認(検認)」を行います

実施方法・時期が変更となります

当組合では、健康保険法施行規則第50条および厚生労働省通知に基づき、「被扶養者資格の再確認(検認)」を実施いたします。

これは、皆さまよりお預かりしている大切な保険料から支払われる保険給付の適正化を図るとともに、過去に被扶養者として認定されたときの状況が現在も維持されているかどうかを再確認することを目的としています。事業主および被保険者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

概要は次のとおりです。

事業所あてに、「健康保険被扶養者調書(異動届)」(以下「調書」といいます)を組合より送付し、事業所のご担当者様から該当する被保険者の方々へ配布していただきます。「調書」の記載内容を確認のうえ、記入または必要な書類(収入に関する証明等)を添付し、事業所のご担当者様までご提出ください。

事業所のご担当者様は、内容を確認のうえ提出期限までにお取りまとめのうえ、管轄の本・支部へご提出ください。

※対象者がいない事業所には「調書」は送付いたしません。



調査日程

「調書」発送 …………… **令和6年10月中旬**
組合提出期限 …………… **令和6年11月29日(金) 必着**

調査対象者

令和6年6月7日現在の加入事業所で、令和6年9月6日時点において、認定されている被扶養者のうち、マイナンバーを利用し資格情報を確認した結果、「就職」「扶養変更」等されている方。または、収入の確認が取れない方および認定基準の収入(令和5年)を超えている可能性がある方。

提出書類

- 他保険加入の方(協会けんぽ、他組合など)
「調書」の被扶養者でなくなった日および理由欄を記入して提出してください。
- 一定の収入がある方
「調書」に必要事項を記載し、令和5年分(1月～12月)の収入金額が確認できる書類の添付をお願いいたします。また、別居の場合は同一世帯を証明する書類および仕送り額を証明する書類など、扶養状況に応じた証明書類が必要となります。

※詳細については、令和6年10月中旬に送付予定の「調書」に同封する【確認方法および手続きについて】、【被扶養者資格の再確認 添付書類一覧表】等をご覧ください。

問合せ

組合本部 適用課 TEL 03-3663-1361(代)
城南支部 適用係 TEL 03-5537-2400(代)

城西支部 適用係 TEL 03-3342-8821(代)
城北支部 適用係 TEL 03-3980-1501(代)